

意見書第 5 号

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択された。同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021 年 1 月 22 日に国際条約として発効し、2024 年 9 月 24 日時点で、世界各国では、94 か国が署名し、73 か国が批准している。世界的に核兵器廃絶への機運が高まる中、日本もまた、唯一の被爆国として、国際社会において重要な役割を果たすべき立場である。

核兵器禁止条約は、核兵器を非人道的な兵器として、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記するなど、人道的な観点からも重要な意義を持っている。

2024 年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。被爆 80 年を迎えるなか、広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いを受け止めて、核兵器を全面的に禁止させる側の先頭に立つべきである。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

延 岡 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長